

令和2年11月2日

各位

スポンサー契約による会社分割に基づく会社設立・株式譲渡実行のお知らせ

大阪市旭区新森六丁目2番1号  
旭東電気株式会社  
代表取締役 俊成 伴伯  
同 澤田 康博

前略

平素より大変お世話になっております。

かねてご連絡差し上げておりましたとおり、当社は、令和2年11月2日付けで新設分割（会社分割）によって設立され、旧旭東電気株式会社（現・YK管財株式会社。以下特に断らない限り「旧旭東電気」といいます。）の事業を全て承継しました。加えて、当社の発行済み株式の全てを加賀電子株式会社様（以下「加賀電子様」といいます。）が取得されましたので、お知らせいたします（詳細は、末尾当社の概要欄をご参照ください）。

今後、当社は、加賀電子様の100%子会社として、加賀電子様のご指導の下、旧旭東電気と同じ事業を継続して参りますので、皆様におかれましては、当社に対し、これまでと変わらぬご厚情のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

また、令和2年11月2日をもちまして、旧旭東電気は、上記のとおり商号を「**YK管財株式会社**」に変更し、澤田康博を除く全役員は辞任しております（澤田康博のみが当社取締役と兼務の形で留任し、引き続き会社を代表します。）ので、併せてお知らせいたします。今後、旧旭東電気は事業活動を行わず、同社取締役である澤田が、再生債権者の皆様への弁済に備えるための業務を遂行することとなります。

なお、上記のとおり、当社は令和2年11月2日に新たに設立された法人であるため、銀行口座の開設等の事務に、なお一定の期間を要する見込みです。このこと等の関係で、別途通知を差し上げるまでの間は、当社及び旧旭東電気に対する売掛金は、旧旭東電気の従前の指定口座にお支払いいただきますようお願い申し上げます。なお、仮に当社に支払っていただくべき売掛金について旧旭東電気に支払われたとしても、同社との間で内部的に清算いたします。そのため、二重請求は生じませんのでご安心ください（ただし、別途照会等はさせていただきます可能性がございますことをご容赦ください）。また、当社が支払うべき債務についても、上記の次第で当面の間当社からは支払えませんので、その間は旧旭東電気において立替払いを行ってもらい、しかる後、後日当社と旧旭東電気との間で内部的に精算させて

いただきます。

以上について、ご不明な点がございましたら、当社担当者までご遠慮なくお問い合わせください（法的な問題に関しては、必要に応じ、旧旭東電気代理人弁護士らに適宜照会いたします。その関係で、ご回答までにお時間をいただくことがあり得ますが、ご容赦ください。）。

草々

<<当社の概要>>

商号	旭東電気株式会社
本店	大阪市旭区新森六丁目2番1号
資本金	9900万円
設立日	令和2年11月2日
役員	代表取締役 俊成伴伯 代表取締役 澤田康博 取締役 越智章利 取締役 井原光広 監査役 丸山博昭
株主	加賀電子株式会社（100%）
事業	安全ブレーカー、漏電遮断器、直流開閉器製造事業 電子機器の受託製造（EMS）事業 等
拠点	大阪本社 鳥取事業所（浦安工場、八橋工場、中山工場） 東京営業所